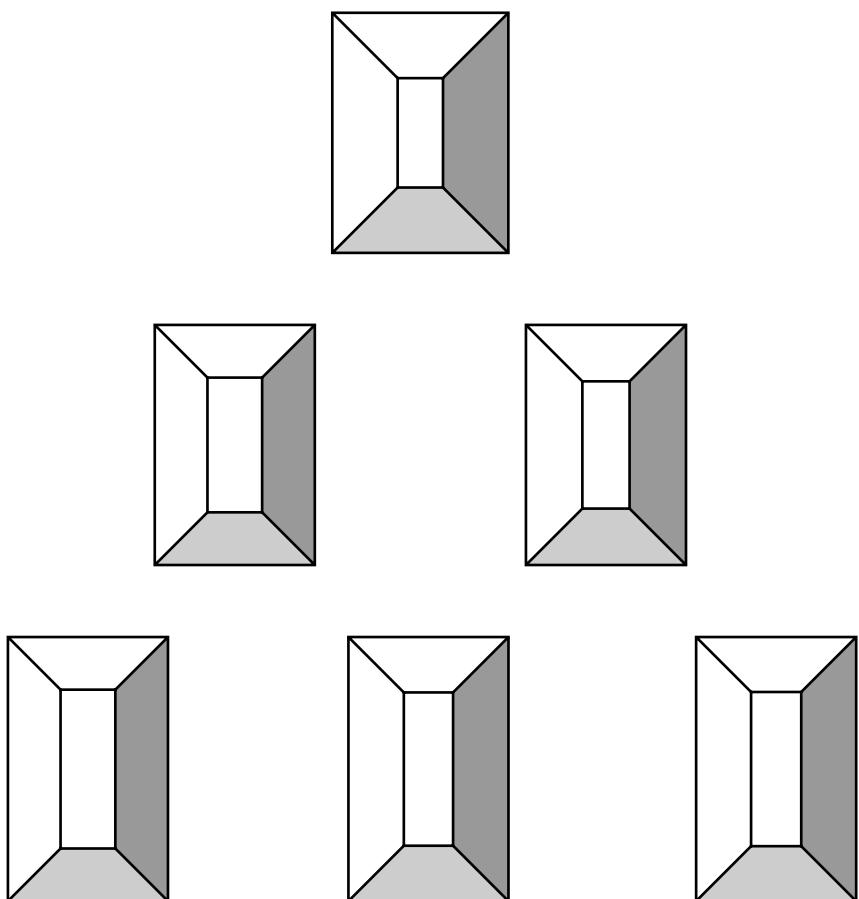


令和7年版  
見附市の環境



新潟県見附市

## 目 次

第1章 見附市の概況 ..... 1

### 第2章 監視観測結果でみる環境の現況

1 大気汚染の現状 ..... 2~3

(1)ばい煙発生施設

2 悪臭の現状 ..... 3

3 騒音・振動の現状 ..... 4~7

(1)環境騒音

(2)国道、県道自動車道周辺の騒音

(3)高速自動車道周辺の騒音

(4)新幹線騒音の騒音・振動

(5)工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動

4 水質汚濁の現状 ..... 7~8

(1)公共用水域

(2)特定事業場

5 地盤環境の現状 ..... 9

(1)地下水の水質測定

(2)土壤汚染対策

6 化学物質による環境汚染 ..... 9~11

(1)ダイオキシン類

(2)PRTR制度

7 公害苦情申立 ..... 12

8 廃棄物 ..... 12~15

(1)一般廃棄物

(2)し尿

### 第3章 環境保全のために講じた施策

1 大気汚染の防止 ..... 15~16

(1)ばい煙発生施設等の指導

(2)フロンガス回収

(3)見附市役所環境にやさしい実践行動計画の策定

<b>2 騒音・振動の防止</b>	.....	16
(1)北陸自動車道騒音の対策		
(2)上越新幹線騒音の対策		
(3)工場等の騒音振動の対策		
<b>3 水質汚濁の防止</b>	.....	17
(1)信濃川水系水質保全合同河川パトロール		
(2)生活排水の処理		
<b>4 廃棄物の処理とリサイクルのための施策</b>	.....	17~21
(1)一般廃棄物収集		
(2)資源ごみ回収		
(3)生ごみ処理機器購入費補助		
(4)市民緑地事業		
(5)廃食用油回収と BDF 利用		
(6)古着回収事業		
(7)小型家電回収事業		
<b>5 環境美化のための施策</b>	.....	21~22
(1)クリーン作戦		
(2)環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業		
(3)廃棄物不法処理防止連絡協議会		
(4)街並み花いっぱい運動		
<b>6 害虫発生を抑制するための施策</b>	.....	22
(1)側溝清掃事業		
(2)防疫用薬剤の配付		
(3)アメリカシロヒトリ防除		
<b>7 動物に関する施策</b>	.....	23
(1)野生動物の保護		
(2)探鳥会の開催		
(3)犬の登録		
(4)有害鳥獣の捕獲許可		
(5)野生動物の出没と注意喚起		
<b>8 地球温暖化防止・新エネルギー</b>	.....	24
(1)太陽光発電等の導入促進		
<b>9 環境に関する啓発</b>	.....	24
(1)出前講座		
(2)エコアクション in みつけの開催		

都市環境課(環境系)の機構と事務内容 .....25

## 第1章 見附市の概況

新潟県のちょうど中央に位置する本市は、東京都心から約300キロメートル、新潟市中心部から約50キロメートルに位置してます。

地勢は東側が丘陵地帯、西側が平野部で周囲71.7キロメートル、東西11.5キロメートル、南北14.7キロメートルの菱形をしており、面積は77.91平方キロメートルです。標高は、海拔最高308メートル、海拔最低10メートルとなっています。

肥沃な土地を生かした農業とともに繊維産業を基幹産業として染色、織物、ニットなどの総合繊維産地を形成してきました。

現在では、国道や高速道路などの交通網に恵まれた立地条件から、さまざまな業種の企業進出が進み、過去の繊維産業だけに頼ってきた産業構造から多種多様な業種の共存によるバランスのとれた産業構造へと様変わりしています。中でもプラスチック製品製造、一般機械器具製造、金属製品などが躍進しています。

### 気候

年 次	気 温(℃)			平均湿度 (%)	降水量(mm)	
	平均	最高	最低		年間降雨量	日最大
R2年	14.0	38.9	-4.9	88.4	2,411.5	80.5
R3年	13.6	38.3	-7.8	88.2	2144.0	51.0
R4年	13.7	36.9	-3.9	88.9	2103.5	62.5
R5年	13.6	38.7	-7.7	88.6	2101.0	64.5
R6年	13.7	36.7	-4.0	92.5	2236.5	56.0

### 人口及び世帯数

年 次	人 口 (人)			世 帯 数
	総 数	男	女	
R2年	39,908	19,436	20,472	15,139
R3年	39,500	19,251	20,249	15,137
R4年	39,045	19,083	19,962	15,225
R5年	38,584	18,847	19,737	15,350
R6年	38,061	18,579	19,482	15,343

(住民基本台帳登録人口 各年次1月1日現在)

## 第2章 監視観測結果でみる環境の現況

### 1 大気汚染の現状

大気汚染は、工場などから排出される硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん、自動車などから排出される窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素などによって引き起こされます。

これらは、人の健康や生活環境に悪い影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化や酸性雨・光化学スモッグの原因にもなっています。これら物質は大気汚染防止法により、工場及び事業場からの排出が規制されています。

新潟県は大気汚染の未然防止のため、県内に一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を設置し各地域に応じた汚染物質を常時監視しています。

平成19年5月9日、上越・中越の6箇所の測定局で光化学オキシダント濃度の上昇が観測され、県内で昭和47年の観測開始以降初めて見附市を含む12市町村に光化学スモッグ注意報が発令されました。

#### 主な大気汚染物質と人体などへの影響及び環境基準

汚染物質	主な発生源	人体などへの影響	環境基準
硫黄酸化物 (SO <sub>2</sub> 、SO <sub>3</sub> など)	工場やビルで使用する燃料に含まれる硫黄分が燃焼に伴い排出される。 (酸性雨の原因物質)	呼吸器を刺激し、気管支炎や喘息などの症状を起こします。	二酸化硫黄 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下
窒素酸化物 (NO、NO <sub>2</sub> など)	工場、ビル、自動車、家庭などで使用している各種燃料の燃焼に伴い排出される。 (酸性雨の原因物質)	粘膜を刺激し、呼吸気道及び肺に障害を与えます。	二酸化窒素 1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント (OX)	工場、ビル、自動車などから排出される窒素酸化物、炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こして生成される。 (光化学スモッグの原因物質)	目を刺激し、頭痛、めまいを起こします。	光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下
浮遊粉じん (ばいじん、浮遊粒子状物質)	固体物質の破碎や燃焼過程から発生、ディーゼル自動車の排気ガスからも排出される。 (ばいじん、浮遊粒子状物質)	気管支炎などの症状を起こします。	浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下

注)「ppm」は100万分の1を表す。例えば、二酸化窒素1ppmは1m<sup>3</sup>の空気中に1cm<sup>3</sup>の二酸化窒素が混入している状態。

### (1)ばい煙発生施設

大気汚染の原因となる、ばい煙や粉じんを排出又は飛散する施設は、大気汚染防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という)により排出規制等が行われています。

県では、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設または特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場に対して随時、立入り検査を実施しています。

#### 市内のはい煙等発生事業場状況

ばい煙発生事業場	ばい煙発生施設
27	71

新潟県発表データ 令和5年度(令和6年3月末現在)

注:ばい煙発生事業場とは、ばい煙発生施設を設置している事業場のことです。

※一般粉じん施設、特定粉じん施設はありません。

## 2 悪臭の現状

悪臭防止法は、規制地域内の工場、事業場における事業活動に伴い発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全することを目的としています。

悪臭の規制は物質濃度規制と臭気指数規制があります。

物質濃度規制は、特定悪臭物質(22物質)の採取試料中における濃度を機器により測定し、その種類ごとに定められた基準値(濃度)との比較によって規制する手法です。

臭気指数規制は、採取試料を人間の臭覚で感知できなくなるまで、希釈した倍数(臭気濃度)を求め、臭気濃度値の対数に10を乗じた値(臭気指数)と、基準値との比較によって規制する方法です。

#### 悪臭防止法に基づく規制基準(臭気指数規制)

区域の区分	1号	2号	3号
第1種区域(住居・商業地域)	10	高さ、口径等で算出	26
第2種区域(準工業地域)	12	高さ、口径等で算出	28
第3種区域(工業地域)	13	高さ、口径等で算出	29

1号:敷地境界線における基準

2号:気体の排出口における基準

3号:排出水における基準

※令和6年度は測定実績なし

### 3 騒音・振動の現状

騒音や振動の主な発生源として、工場・事業場の操業、建設作業、自動車の走行があります。環境基本法では騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めています。

また、騒音や振動の発生を抑制するため、騒音規制法、振動規制法及び県条例では、生活環境を保全する必要がある地域を指定し、特定工場等及び特定建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制しています。

#### (1) 環境騒音

見附市では、環境基準の達成状況を把握するため、一般地域で6地点、道路に面する地域で6地点の計12地点で環境騒音の測定を実施しています。調査方法は24時間測定です。令和6年度の測定結果の環境基準適合率は、昼間及び夜間とも100%でした。

#### 環境騒音の測定結果(令和6年度)

地域の 類型	地域の区分	近接 空間	測定地點	測定値(単位:デシベル)			
				昼間 (6:00~22:00)		夜 (22:00~6:00)	
				測定値	基準値	測定値	基準値
A地域	一般地域		上新田町395-6	54	55	43	45
			昭和町1丁目1169	50		45	
	道路に 面する地域		新潟町4712-4	57	60	49	55
			本所1丁目27	57		54	
B地域	一般地域		南本町1丁目103-1	49	55	39	45
			今町1丁目119	48		44	
	道路に 面する地域	○	学校町2丁目342-5	62	70	53	65
			今町2丁目1954-2	64		57	
C地域	一般地域		新町1丁目411	45	60	35	50
			今町5丁目878-1	48		41	
	道路に 面する地域	○	本町4丁目110-9	49	70	39	60
			今町7丁目1392-2	54		43	

注)   は環境基準を超えたことを示します。

注)近接空間:高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては四車線以上の車線を有する区間に限る。)で、二車線以下の道路の場合は道路敷地境界から十五メートル、二車線を超える道路の場合は道路敷地境界から二十メートルまでの範囲をいう。

## 騒音の環境基準

単位:デシベル

地 域 の 類 型		昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
一般地域 (道路に面する 地域以外)	AA地域	50	40
	A及びB地域	55	45
	C地域	60	50
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上	60	55
	B地域のうち2車線以上及びC地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間		70	65

注)

AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静寂を要する地域。

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)等を表し、幹線交通を担う道路に近接する空間とは次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## (2)国道、県道自動車道周辺の騒音

市内にある国道、県道の騒音を把握するため、毎年市内2か所ずつ自動車騒音の測定を実施しています。調査方法は24時間測定です。令和5年度の測定結果は、環境基準適合率は昼間及び夜間とも100%という結果でした

### 国道、県道自動車騒音の測定結果(令和6年度)

環境基準類型	測 定 地 点	測 定 値 (単位:デシベル)	
		昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
幹線交通を担う道路に近接する空間	見附橋尾線	60	50
幹線交通を担う道路に近接する空間	遅場見附線	63	52

### (3)高速自動車道周辺の騒音

北陸自動車道沿道地域の騒音の状況を把握するため、市内3地点で騒音測定を実施しています。調査方法は24時間測定です。令和6年度の測定結果の環境基準適合率は、昼間及び夜間とも100%でした。

#### 北陸自動車道騒音の測定結果(令和6年度)

環境基準類型	測定地点	測定値 (単位:デシベル)	
		昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
近接空間	下関町乙480	60	55
近接空間	下関町乙493	56	54
B地域	下関町丙2029	56	51

### (4)新幹線鉄道騒音・振動

上越新幹線沿線地域の騒音対策を推進するため、県では昭和57年度の新幹線開業以来、芝野町を調査地点に新幹線鉄道騒音に係る環境基準の調査を実施しています。

新幹線騒音の環境基準は70デシベルとなっており、芝野町地点における令和6年度の測定値は75デシベルで環境基準を達成できませんでした。上越新幹線沿線地域の騒音レベルの平均値は、JR東日本が実施してきたレール削正等の騒音対策の効果により、ここ数年は横ばいの状況となっていましたが、令和5年3月のダイヤ改正に伴うスピードアップにより、列車速度が上昇した多くの地点で騒音レベルの増加が確認されました。

県は、上越・東北新幹線沿線の都県と連携して、JR東日本や国に対して各種騒音防止対策を更に推進するように要請しています。

### (5)工場及び事業場ならびに特定建設作業にかかる騒音・振動

市内では、騒音規制法、振動規制法及び県条例で指定された地域内で、政令及び県条例で定める施設を設置、または、建設作業を行う場合は届出ことになっています。そして区域によって騒音、振動の規制基準を定め規制しています。

令和6年度末の届出数は下記のとおりとなっています。

#### 騒音規制対象事業場等実数 令和6年度(令和7年3月末現在)

	計
騒音規制法	133
県条例	226

#### 振動規制対象事業場等実数 令和6年度(令和7年3月末現在)

	計
振動規制法	111
県条例	54

### 特定建設作業の届出数(令和6年度)

	くい打作業	空気圧縮機作業	バックホウ作業	計
騒音	—	1	1	3
	トラクターショベル作業	さく岩機作業	ブルドーザ作業	
	—	—	1	
振動	くい打作業	ブレーカー作業	舗装版破碎機	0
	—	—	—	
	鋼球使用	バックホウ作業	トラクターショベル作業	
—	—	—	—	

## 4 水質汚濁の現状

水質汚濁の原因として、工場・事業場からの排出水や一般家庭の生活排水などが考えられます。環境基本法では、公共水域の水質汚濁に係る環境基準として、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準と、生活環境の保全に関する基準が定められています。

また、水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、特定施設を有する工場及び事業場(特定事業場)からの排出水及び地下浸透水についての基準を定め、規制しています。

県では、国が定めている排出基準にかえて、信濃川水域等12水域で上乗せ排出基準を定め規制しています。また、県条例により、水質汚濁防止法に定める特定施設以外の施設を有する工場・事業場からの排出水についても規制しています。

### (1)公共用水域

昭和46年5月25日に刈谷田川の環境基準の類型が指定されました。県が刈谷田川の中西橋(環境基準点)、明戸橋(監視補助点)、重遠橋(補足調査地点)で調査を実施しています。令和5年度に実施した調査結果は以下のとおりです。

### 生活環境項目の調査結果(令和5年度)

測定地点		類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
刈 谷 田	中西橋(見附市)	A	7.3	10	1.5	13	158
	明戸橋(長岡市)	A	7.6	11	0.8	7	—
	重遠橋(見附市)	A	9.0	12	2.9	3	—
環境基準		A	6.5~8.5	7.5以上	2以下	25以下	300以下

※数値は年間の平均値です。

調査機関:新潟県

注) pH:水素イオン濃度。水の酸性、アルカリ性の度合いを示す。中性は7でこれよりも高いとアルカリ性(最高14)、低いと酸性(最低0)

DO:溶存酸素量。水中に溶解している酸素の量で数値が小さいほど水質汚濁が著しい

BOD:生物化学的酸素要求量。水中に溶け込んでいる有機物(汚染物質)が、バクテリアによって分解するとき必要な酸素量をいい数値が大きいほど水質汚濁が著しい

SS:浮遊物質量。水中に浮遊する物質をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい

大腸菌数:大腸菌は人体の腸内にも生息するもので、それ自体健康に有害な物ではないが、公衆衛生上、赤痢菌などの病原菌が存在する可能性を示す指標として用いられている

## (2)特定事業場

水質汚濁防止法では、河川・湖沼など公共用水域の水質汚濁防止のために、特定施設を有する工場・事業場に届出を義務付け、排出基準を設けて規制しています。

市内での水質汚濁防止法及び県条例による特定事業場の数は、87となっています。県では立入検査を行い、排出基準の遵守状況や排水処理施設の維持管理等の状況監視を行っています。

### 届出されている特定事業場の業種

畜産農業 9件	水産食料品製造業 1件	保存食料品製造業 4件	米菓又はこうじ製造業 1件	飲料製造業 1件
豆腐又は煮豆の製造業 6件	紡績業又は織維製品の製造業・加工業 6件	ガラス又はガラス製品の製造業 1件	セメント製品製造業 2件	生コンクリート製造業 2件
金属製品又は機械器具製造業 2件	水道施設・工業用水道施設 2件	酸又はアルカリによる表面処理施設 5件	旅館業 4件	弁当仕出屋又は弁当製造業 1件
飲食店 2件	そば・うどん・すし・喫茶店等 2件	洗濯業 8件	写真現像業 1件	自動式車両洗浄施設 18件
試験研究機関 2件	一般廃棄物処理施設 2件	し尿処理施設 3件	下水道終末処理施設 2件	合計 87件

新潟県発表データ（令和5年度末現在）

## 5 地盤環境の現状

### (1)地下水の水質測定

昭和57年に国が実施した地下水汚濁実態調査の結果、全国的に発ガン性の疑いがあるトリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤が検出されたのを受け、平成元年には水質汚濁防止法の一部が改正され、事業場からの有害物質の地下浸透が禁止されるとともに、都道府県知事による地下水の水質監視が義務付けられました。

令和6年度に新潟県が実施した市内の調査は、概況調査で1箇所、過去に有害物質が検出された2地区3箇所の継続監視調査がありました。継続監視調査地点では、2箇所で有害物質が確認されましたが、飲用井戸、水道水源及び農業用井戸はなく、直接摂取することが考えられないため、現状では 健康への影響を懸念する状況にはありません。

### (2)土壤汚染対策

近年、企業の工場跡地等の再開発や事業者による自主的な汚染調査の実施に伴い、工場跡地等における土壤汚染が顕在化しており、土壤汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする「土壤汚染対策法」が、平成15年2月15日に施行されました。令和6年3月現在、見附市内においての指定地域はありません。

## 6 化学物質による環境汚染

### (1)ダイオキシン類

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が燃焼する過程で自然にできてしまう副生成物です。通常、無色の固体で水に溶けにくく、蒸発しにくいという性質を持っている反面、脂肪などには溶けやすいという性質があります。また、他の化学物質や酸、アルカリにも簡単に反応せず、安定した状態を保つことが多く、太陽光の紫外線で徐々に分解されといわれています。主な発生源はごみ焼却などの燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車の排気ガスなどの発生源があります。

現在のダイオキシン対策は、平成11年7月に成立し、平成12年1月から施行されたダイオキシン類対策特別措置法により進められています。大気・水・土壤の環境基準が決めるとともに、規制対象となる施設の範囲が拡大され、施設の届出、排出基準の遵守、排ガス・排出水中のダイオキシン類による汚染状況の測定等が義務づけられました。

#### ダイオキシン類環境基準

媒体	環境基準値	単位
大気	0.6以下（年平均値）	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
水質	1以下（年平均値）	pg-TEQ/L
土壤	1,000以下	pg-TEQ/g

## ア 一般環境のダイオキシン類調査

新潟県では、平成10年度からダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。

令和6年度は、大気8地点、土壤3地点、公共用水域の水質32地点、底質18地点、地下水4地点で調査を実施し、6地点で測定値が環境基準値を超過しました。

ダイオキシン類は焼却施設等からの排出や、過去に使用した農薬にも含まれている可能性がありますので、さらなる調査研究が必要であると同時に、今後も、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の監視、流域の発生源に対する指導を強化して排出抑制に取組んでいく予定です。

### ダイオキシン類調査結果（直近での調査結果）

媒 体	調 査 地 点	調査年月日	測定値	環境基準値 (単位)
水質(河川)	中西橋(刈谷田川)	R6.9.5	0.18	1以下 (pg-TEQ/L)
低質(河川)	中西橋(刈谷田川)	R1.8.6	0.68	150以下 (pg-TEQ/g)
土 壤	見附市学校町	R2.10.8	0.53	1,000以下 (pg-TEQ/g)
地下水	見附市月見台	R6.9.18	0.063	1以下 (pg-TEQ/L)

調査機関:新潟県

## イ 見附市清掃センター

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉については毎年1回以上の自主検査が義務づけられています。見附市清掃センターでは、令和元年度に新ごみ処理施設が竣工し、排出基準値を下回っています。

検 体	採取年月日	測 定 個 所	測定結果	排出基準値 (単位)
排ガス	1号炉	R6.6.27	集塵機出口	0.017
	2号炉	R6.6.28	集塵機出口	0.076
焼 却 灰	R6.4.11	灰出しコンベア	0.0011	3以下 (ng-TEQ/g)
集塵固化灰	R6.4.11	処理灰バンカ	0.50	3以下 (ng-TEQ/g)

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準値については新設施設基準を適用

## ウ 見附市一般廃棄物最終処分場

清掃センターからの焼却灰等を埋め立てる最終処分場では排水処理の結果、放流水、地下水とも基準値を下回りました。

### 放流水等の検査結果

単位:pg-TEQ/L

検体	採取日	測定結果	排出基準値
放流水	R6.11.13	0.0015	10以下
地下水(上側)	R6.11.13	0.00024	1以下
地下水(下側)	R6.11.13	0.0018	1以下

ダイオキシンにはいくつもの種類がありますが、その構造からポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3種類に分類され、これらをまとめてダイオキシン類と呼びます。

ダイオキシンは種類によって毒性が大きく異なるので、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシンの毒性を毒性等価係数(TEF)により換算した量で表します。ダイオキシンごとの濃度とTEFの積を求め、この総和で評価しています(TEQという単位が使われます)。

排出ガスの場合は温度0度、圧力1気圧に換算した体積として「N」という単位が使われます。なお、単位の ng(ナノグラム)は10億分の1グラム、pg(ピコグラム)は1兆分の1グラムを表します。たとえば、東京ドームを水でいっぱいにして、その中に角砂糖1個溶かしたとき、その1ccの水に含まれる砂糖が1pgになります。

## (2)PRTR制度

人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、事業所から環境(大気、水、土壤)への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届出るとともに、国は届出データや統計資料等を用いた推計に基づき、排出量・移動量を公表する制度です。

### 届出排出量の多い上位5物質の比較(令和5年度)

単位:t

順位	見附市		新潟県		全国	
	物質名	量	物質名	量	物質名	量
①	塩化メチレン	6.5	トルエン	634	トルエン	40,224
②	ノルマルーケサン	2.5	トリクロロエチレン	326	キシレン	18,142
③	トルエン	1.9	ほう素化合物	252	エチルベンジン	14,314
④	ベンゼン	1.3	キシレン	198	ノルマルーケサン	8,508
⑤	シクロヘキサン	0.6	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	134	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	7,429

## 7 公害苦情申立

令和6年度の苦情申立件数は12件ありました。

大気汚染では、家庭における枝木や草、ごみの野外焼却に関する苦情が多くあり、野外焼却をしないよう原因者に指導をしています。

水質汚濁では、河川流出や魚のへい死等の県と協力し対応する事案は1件でした。

騒音では、騒音規制法の規制対象外の事案ですが、原因者に対して改善を指導しています。

大気汚染	4件	水質汚濁	4件	騒 音	2件	振 動	0件
悪 臭	0件	その他の	2件	合 計	12件		

## 8 廃棄物

### (1)一般廃棄物

令和6年度のごみの排出量は11,588トン、市民一人1日当たりにすると832グラムとなります。

ごみの処理方法の内訳を見ると、焼却処理82.1%、資源化処理15.1%、埋立処理2.7%、外部処理0.1%未満となります。

燃えるごみの組成を見ると、紙・布類が58.5%、厨芥類11.5%、ビニール・ゴム合成樹脂・皮革類18.2%、木材・わら類8.3%、不燃物1.3%、その他2.2%となっています。

このことからも紙類の減量のため、資源化をさらに進めていく必要があります。

一般廃棄物排出量

単位:t

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
12,767	12,575	12,423	11,761	11,588

図1 一般廃棄物排出量内訳の推移

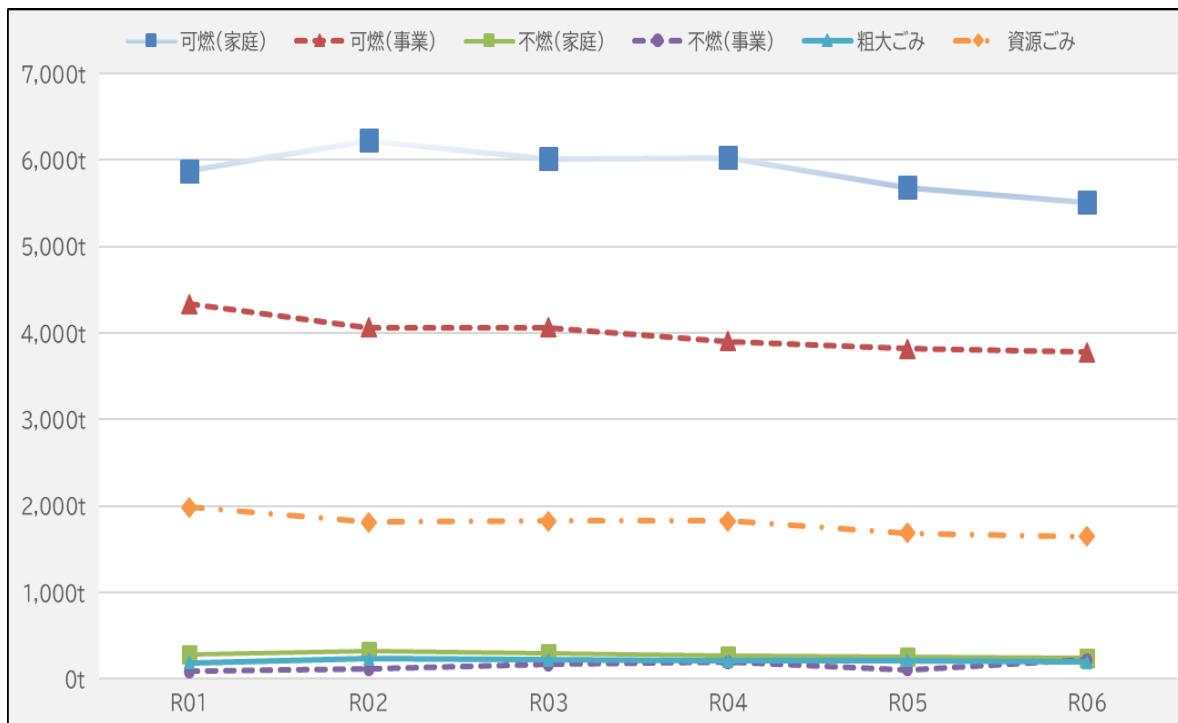


図2 処理方法の内訳(令和6年度)

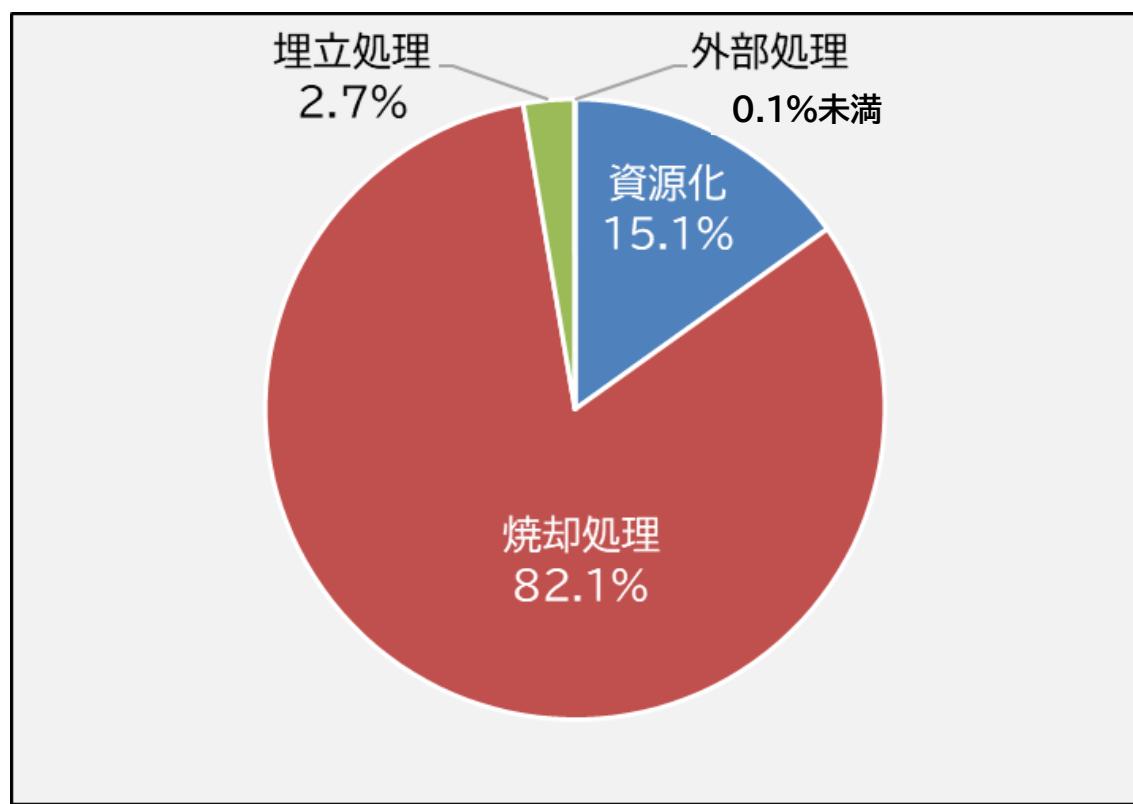
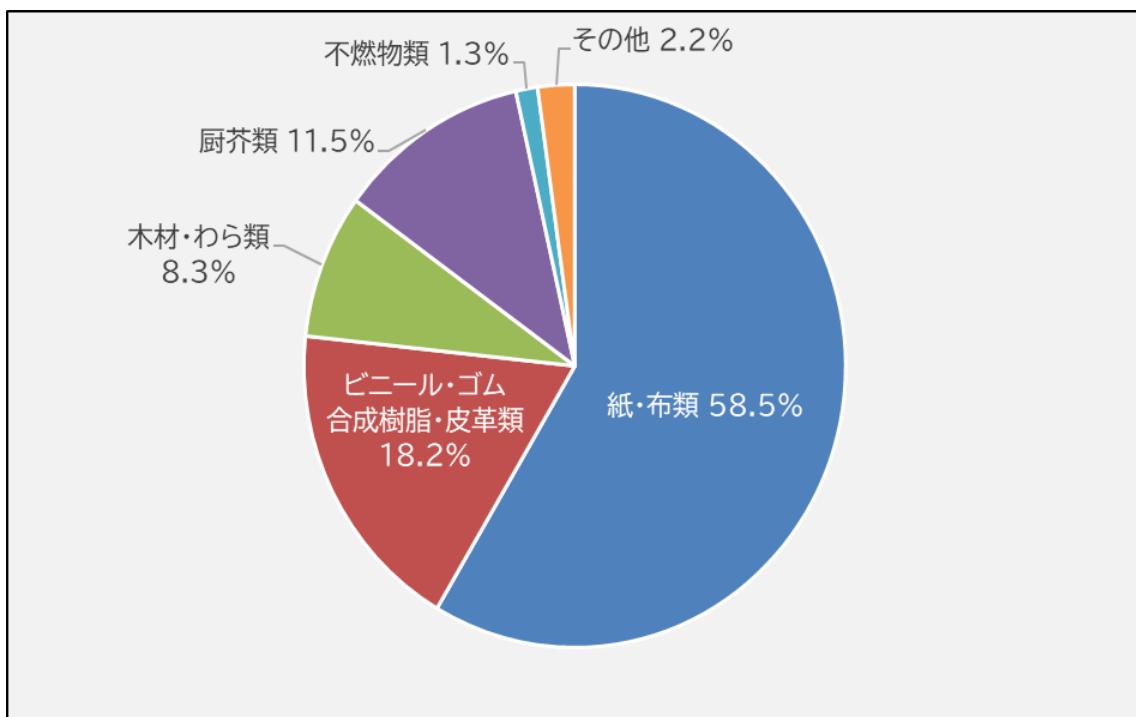


図3 燃えるごみ乾燥重量の組成割合(令和6年度)



## (2)し尿

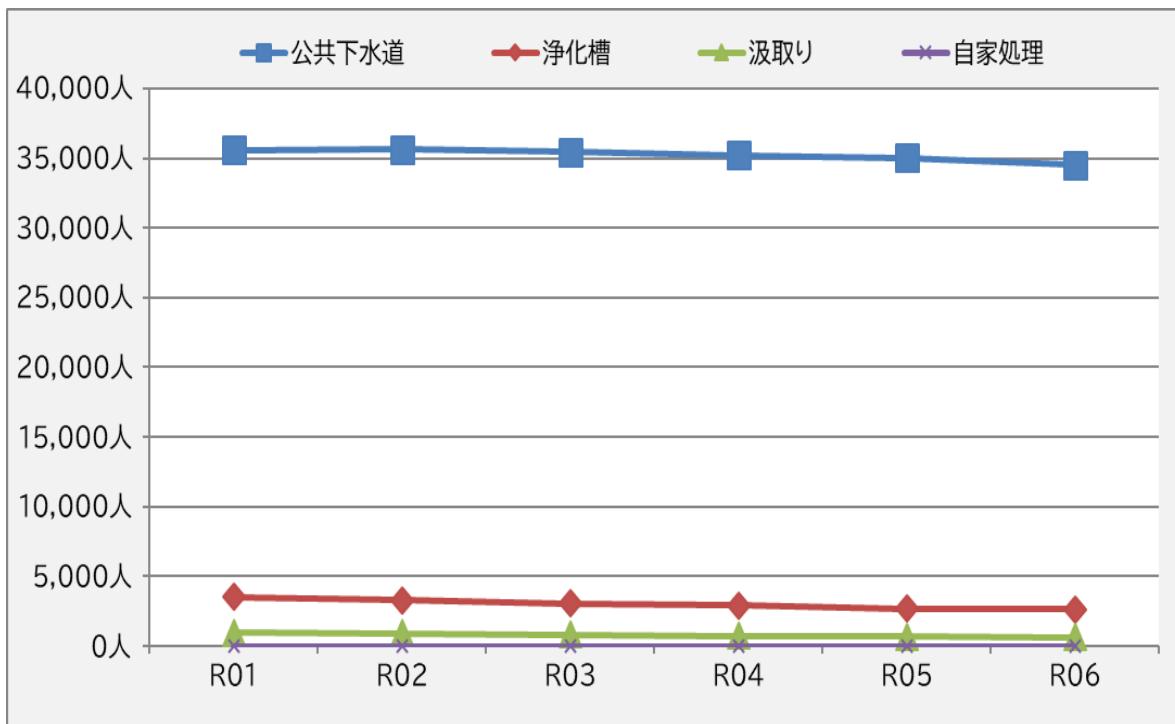
公共下水道の整備、浄化槽の設置等により、し尿の収集量は年々減少傾向にあります。令和6年度の一般家庭・事業所からのし尿収集量は669kℓ、浄化槽汚泥収集量は2,522kℓでした。

し尿処理人口

(各年度とも4月1日現在)

	水洗化人口		浄化槽		汲取り		自家処理		合計 (人)
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	
R2 年度	35,650	89.5	3,298	8.3	894	2.2	0	0	39,842
R3 年度	35,453	90.2	3,052	7.8	810	2.0	0	0	39,315
R4 年度	35,232	90.6	2,920	7.5	729	1.9	0	0	38,881
R5 年度	35,046	91.3	2,699	7.0	663	1.7	0	0	38,408
R6 年度	34,530	91.4	2,636	7.0	611	1.6	0	0	37,777

図4 し尿処理人口の推移



し尿汲取り・浄化槽汚泥収集量の推移 単位:kℓ

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
し尿汲取り	821	821	761	689	669
浄化槽汚泥	2,943	2,800	2,851	2,679	2,522

### 第3章 環境保全のために講じた施策

#### 1 大気汚染の防止

##### (1)ばい煙発生施設等の指導

ボイラー、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設については、大気汚染防止法に基づき県が立入り調査を実施して指導しています。

近年、焼却に伴い排出されるダイオキシン類による環境汚染に関心が高まり、野焼きや小型焼却炉の煙に対する苦情が増えています。野焼きについては平成13年4月1日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律により指導しています。さらに、ダイオキシン類対策特別措置法により、一定規模以上の焼却炉については県に届出ると同時に、ダイオキシン類の測定が義務付けられました。なお、平成14年12月から焼却炉の構造基準が強化されています。

## (2)フロンガス回収

フロンガスが使用されている、エアコン・冷蔵庫・冷凍庫については、平成13年4月から家電リサイクル法施行により市では回収しないことから、これに伴いフロンガスの回収処理は家電メーカー等が行っています。

## (3)見附市役所環境にやさしい実践行動計画の策定

見附市役所では、「地球温暖化対策推進法(H10)」「グリーン購入法(H12)」に基づき、一つの事業者または消費者として、市民や事業者の自主的・積極的な行動を促すモデルとなって行動を推進するため、「見附市役所環境にやさしい実践行動計画」を平成20年度に策定し、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの抑制に取り組んでいます。

令和5年度は、「見附市役所環境にやさしい実践行動計画」の第5期計画(計画期間：令和5年度から令和9年度)を策定し、令和9年度における温室効果ガス総排出量を基準年度の平成25年度から38%削減することを目標にしました。

削減目標の達成に向け、省エネルギー設備・機器等の導入、ESCO事業の実施及び推進、再生可能エネルギーの推進、建築物の省エネ化、公用車の燃料使用量の削減、廃棄物対策などのさまざまな取り組みを行っています。

※ESCO事業とは

- ・省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業

## 2 騒音・振動の防止

### (1)北陸自動車道騒音の対策

毎年、北陸自動車道沿線の3地点で騒音調査を実施しています。令和6年度は全地点とも騒音に係る環境基準を下回っています。市内の住宅が面する北陸自動車道沿線には、遮音壁が設置済みですが、さらなる対策として、新潟県高速道路交通公害対策協議会を通じて道路管理者に対し、遮音壁の延長や低騒音舗装への改修等を要望しています。

### (2)上越新幹線騒音の対策

新潟県では、県内14箇所で騒音測定を実施しており、市内では芝野町地内に1地点ありますが、令和6年度は新幹線鉄道騒音に係る環境基準を上回っています。

引き続き、遮音効果の高い防音壁、低騒音構造の車両等の開発及び導入を行ってもらうよう、新幹線騒音振動対策関係市町村連絡会議を通じて施設管理者に要望していきます。

### (3)工場等の騒音振動の対策

騒音規制法、振動規制法、県条例に基づき、特定施設の設置や特定建設作業を行う事業者に対し、届出書の提出や法の遵守等の周知、必要に応じて立入り調査を実施しています。

### 3 水質汚濁の防止

#### (1)信濃川水系水質保全合同河川パトロール

刈谷田川が合流する信濃川は、その源を長野、埼玉、山梨県境の甲武信ヶ岳に発し、長野県・新潟県を北流して日本海に注ぐわが国屈指の大河川です。信濃川流域の主要な産業は、鉄鋼、機械、製紙、織物、洋食器、電気、化学工業等があり、最近では重化学工業の占める割合が年々高くなる傾向にあります。刈谷田川は過去5年間環境基準達成となっていますが、事業系の汚濁負荷割合が高いため、事業場に対する汚濁負荷削減対策の徹底に努めていかなければなりません。

昭和47年に北陸地方整備局、関東通商産業局（現関東経済産業局）、新潟県、長野県、信濃川流域内市町村、水道管理者を構成メンバーとして信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会を設立し、緊急時に関する連絡体制、水質監視、水質汚濁対策の推進に関する連絡調整を行っています。

#### (2)生活排水の処理

市では、水洗化を促進するために、下水道処理区域及び農業集落排水処理区域では排水設備設置資金、前記処理区域以外では浄化槽設備設置資金の融資制度を実施しています。下水道等の整備の進歩に伴い、水洗化人口も年々増加しています。

水洗化人口(令和7年3月末現在)

公共下水道	農業集落排水	合 計
32,012人 (92.7%)	2,518人 (7.3%)	34,530人

浄化槽処理人口(令和7年3月末現在)

合併浄化槽	単独浄化槽	合 計
785人 (29.8%)	1,851人 (70.2%)	2,636人

### 4 廃棄物の処理とリサイクルのための施策

#### (1)一般廃棄物収集

見附市一般廃棄物処理計画に基づき、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」に大別し収集しました。

排出場所は町内の532箇所のごみステーションです。

## 収集回数（令和6年度）

種類	収集回数
燃えるごみ	週3回
燃えないごみ	月1回
粗大ごみ	戸別回収
資源ごみ	月2回 ※紙類:1回、カン・BIN・ペットボトル・乾電池:1回
資源ごみ	週1回 ※プラスチック製容器包装

※例年と変更ありません

## (2)資源ごみ回収

市内176箇所の資源ごみステーションで、BIN、カン、ペットボトル、乾電池、新聞、雑誌・チラシ、段ボール、その他包装紙を収集しました。また、拠点回収棟として、葛巻・今町の資源回収棟を管理運営し、上記8品目に加え、牛乳パック、蛍光管(葛巻資源回収棟のみ)についても年間を通して持ち込みができるようにしています。

また、葛巻資源回収棟で実施している古着の回収については、平成28年度から古布類を新たに加えて回収しています。回収日についても平成24年度は毎月第2土曜日と翌日曜日、平成27年度は毎月第2・4土曜日と翌日曜日、平成28年度からは毎日8時30分から15時までと大幅に拡大し利便性を向上しました。

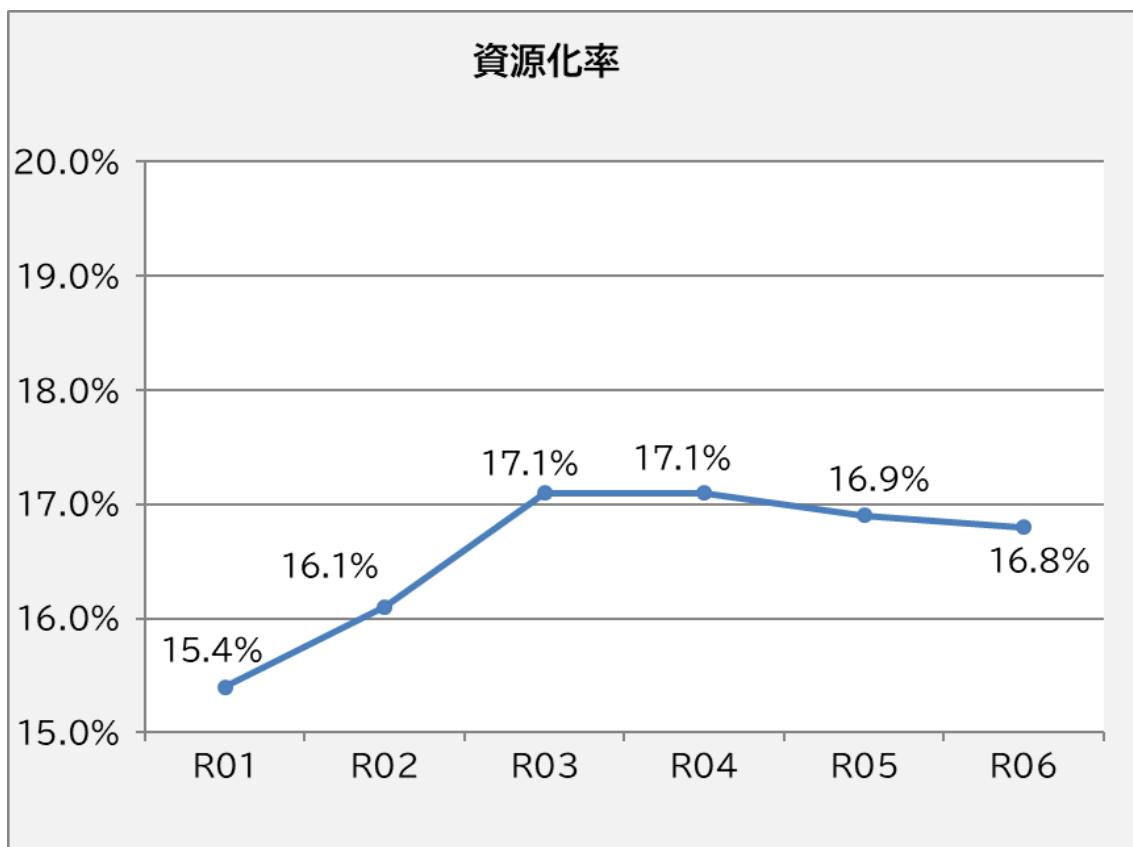
これ以外に枝木、化繊ふとん、燃えないごみ処理後の破碎スクラップ、廃食用油、粗大ごみからの資源物、プラスチック製容器包装、焼却灰を加えた令和6年度の資源ごみは総量で1,946トンになり、資源化率(資源化量/排出量)は16.8パーセントでした。

## 資源ごみ内訳

単位:kg

品 目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ビン	287,240	256,710	257,570	242,240	232,520
カン	126,750	122,040	121,290	114,400	111,420
ペットボトル	104,530	106,440	111,780	110,040	113,020
新聞	237,830	249,700	260,900	215,840	212,740
雑誌・チラシ	312,450	329,720	312,350	280,860	274,060
段ボール	163,180	174,220	179,550	168,730	173,890
牛乳パック	6,300	7,870	9,230	8,540	10,090
その他紙製容器包装	135,630	119,990	144,140	137,150	135,560
乾電池	14,760	22,490	13,980	12,930	15,700
蛍光管	2,570	2,745	2,300	2,270	2,030
枝木	22,400	43,900	22,470	11,870	7,800
布団類	41,260	40,970	39,130	39,260	34,880
破碎スクラップ	126,130	114,778	107,570	103,730	92,640
廃食用油	9,550	7,120	9,130	8,570	7,030
粗大ごみ資源	3,830	2,110	1,670	1,430	1,120
プラスチック製容器包装	280,820	284,880	281,410	273,820	271,610
その他家電 (小型家電含む)	0	12,920	10,800	9,480	11,560
古着・古布類	19,860	59,400	47,920	55,370	44,340
焼却灰	110,650	142,140	137,260	137,190	144,680
飛灰	51,360	54,480	57,480	50,400	49,470
合 計	2,057,100	2,154,623	2,127,930	1,984,120	1,946,160

図5 資源化率の推移



### (3)生ごみ処理機器購入費補助

家庭の生ごみ減量化を目的に、コンポスト容器、EMボカシ容器、電動生ごみ処理機の購入補助を実施しています。

#### 補助台数の状況

単位:台

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計台数
コンポスト容器	15	15	11	9	5	3,309
EMボカシ容器	0	0	3	0	0	175
電動生ごみ処理機	4	5	1	6	8	466

### (4)市民緑地事業

食物残さを有効活用して野菜や花などを栽培してもらうため、刈谷田川市民緑地(月見台1丁目刈谷田川河川敷地内)を開設し、資源循環型社会モデル事業として継続しています。(市民農園は公有地売却に伴い、令和元年度をもって終了いたしました。)

刈谷田川市民緑地は、1区画25平方メートルで利用料は無料とし20区画を設置しました。令和6年度は20区画全てで利用がありました。

## (5)廃食用油回収とBDF利用

家庭用の天ぷら油(廃食用油)につきましては、市内のスーパー等の協力で店頭に回収ボックスを設置し回収しています。

家庭で使われた天ぷら油は、精製されて軽油の代価燃料であるバイオディーゼル燃料(BDF)や航空燃料(SAF)に生まれ変わります。BDFやSAFは、二酸化炭素排出量を大幅に削減できる環境にやさしい燃料として近年注目されています。市の公用車でも「道路パトロール車」などで、BDFを使用しています。

- ・回収できる油……植物性の天ぷら油(サラダ油・ごま油・菜種油など)
- ・回収できない油……事業用油・動物系鉱物系油(ラード・エンジンオイル・灯油・軽油など)

令和6年度の廃食用油回収量は7,030キログラムで、昨年度より1,540キログラム減少しました。

## (6)古着回収事業

平成24年6月から、毎月第2土曜日と翌日曜日に、同27年4月から第4土曜日と翌日曜日、同28年度からは今まで回収していなかった古布類を加え、毎日午前8時30分から午後3時まで葛巻資源回収棟で古着・古布類を回収しています。衣類(古着)は、海外での需要もあり、必要な国で再利用されます。古布類については、工業用ウエスや建築資材として再利用されています。今まで「燃えるごみ」として処理していた古着・古布類を再利用することで、資源の有効活用を図りました。令和6年度の回収量は44,340キログラムで、昨年度より11,030キログラム減少しました。

## (7)小型家電回収事業

平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことを受け、見附市でも同年6月から、葛巻資源回収棟と株式会社ノジマ見附店で小型家電の回収を始めました。電気や電池で動く小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれています。一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。令和6年度は、6,380キログラムの小型家電を回収し、適正に処分を行いました。

# 5 環境美化のための施策

## (1)クリーン作戦

「ふるさと見附を美しく」を合言葉に、「きれいなまちをつくる会」の主催により、春と秋の年2回、市内一斉ごみ拾い「クリーン作戦」を実施してきましたが、「きれいなまちをつくる会」の活動終了に伴い、令和6年度より見附市主催での実施となりました。令和6年度は、春・秋合わせて1,822人が参加しました。

## **(2)環境パトロール、不法投棄ごみ撤去事業**

市では、環境美化・ごみの不法投棄防止・早期発見・早期解決のため、シルバー人材センターに委託しパトロール及び回収業務を実施しています。

令和6年度も2名の環境パトロール員が年間210日市内をパトロールし、回収量の合計は4,900キログラムになりました。

まだ多くのごみが不法投棄されていますので、不法投棄撲滅のための啓発や撤去事業を推進していきます。

## **(3)廃棄物不法処理防止連絡協議会**

長岡保健所管内の、警察署、市町村、建設業組合、内水面漁業協同組合、産業廃棄物協会を構成団体として、廃棄物の不法投棄等不法処理を防止するため、情報の交換及び啓発事業を行っています。

## **(4)街並み花いっぱい運動**

毎年、市民、企業、行政の3者協働により、美しいまちづくり活動を互いに支援することを目的に、ごみが不法投棄されない景観づくりを行っています。

例年、「柳橋町花とみどりクラブ」の指導の下、6月にアクセス道路において花苗を定植、その後、周辺のごみ拾いを実施し不法投棄の防止を図っています。

# **6 害虫発生を抑制するための施策**

## **(1)側溝清掃事業**

毎年5月に、市街化区域内の住民に側溝清掃用の泥収集袋を配付し、側溝泥を収集しています。令和6年度は87町内から154.1トンの側溝泥を収集しました。

## **(2)防疫用薬剤の配付**

市街化区域外の下水道未整備区域などで、春から秋にかけて蚊やハエなどの害虫による伝染病等の発生を防止するために、令和6年度は防疫用薬剤を6町内、45世帯へ配付しました。下水道処理区域の拡大、浄化槽の普及により年々生活環境が整備され、害虫の発生源は減少しています。

## **(3)アメリカシロヒトリ防除**

アメリカシロヒトリ防除のために、薬剤噴霧機の貸出し、薬剤の無償提供を実施しています。この事業を利用して令和6年度にアメリカシロヒトリ防除を実施した町内・農家組合等76の団体に薬剤配布を行いました。

## 7 動物に関する施策

### (1)野生動物の保護

鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、令和7年3月現在、市内では新田観音山(21ヘクタール)が鳥獣保護区、細越(43ヘクタール)と、中部産業団地(138ヘクタール)が特定猟具(銃器)使用禁止区域として設定されています。

### (2)犬の登録

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防集合注射を行いました。

#### 令和6年度の頭数

新規登録数	登録原簿頭数	予防注射頭数	接種率
86頭	1,249頭	1,122頭	89.8%

### (3)有害鳥獣の捕獲許可

日本の野生動物は鳥獣保護法で、むやみに捕獲したり殺したり出来ないこととなっています。ただし、農作物に危害を加える等の理由があれば申請によって捕獲等を許可されています。

令和6年度は市内で農作物保護や生活環境被害防止のため3件の申請許可がありました。

#### 有害鳥獣駆除の捕獲数(令和6年度)

カラス	キジバト	ドバト	カルガモ
35	2	3	1
タヌキ	ハクビシン	イノシシ	計
5	6	2	54

### (4)野生動物の出没と注意喚起

近年、クマの出没情報とクマによる農作物被害が発生しています。令和6年度の市内におけるクマの目撃情報は7件ありました。

市では、目撃情報が寄せられると周辺町内等にチラシを配布し、ホームページや緊急メール、パトロール等で注意喚起を行いました。また、教育委員会をはじめとする関係部局と連携をし、児童や生徒の安全を徹底しました。

県により、10月にクマ出没警戒警報の発表時にも、ホームページで注意喚起を行いました。

## 8 地球温暖化防止・新エネルギー

### (1)太陽光発電等の導入促進

地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減、及び新エネルギーの導入を促進するため、住宅に新エネルギー活用システムを設置する経費に対して、補助制度を平成21年10月に新設し導入促進を図り、同27年度よりエネファームシステムとペレットストーブの補助を新設・拡充しました。さらに、令和4年度には定置型蓄電池を追加、令和5年度には太陽熱利用システムを廃止、電気自動車等充給電設備(V2H)を追加しました。

令和6年度の補助件数は、太陽光発電が6件、エネファームが1件、定置型蓄電池が6件、合計で13件となっています。

補助された機器の発電量の合計は109.9kWhでした。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	過去5年 累計
太陽光発電	5件	4件	6件	10件	6件	31件
エネファーム	12件	13件	9件	6件	1件	41件
ペレットストーブ	2件	1件	2件	1件	0件	6件
定置型蓄電池	—	—	2件	10件	6件	18件
V2H	—	—	—	0件	0件	0件
発電量(kWh)	46.3	26.6	65.3	53.2	109.9	301.3

※H21～R6の累計補助数は293件

## 9 環境に関する啓発

### (1)出前講座

出前講座として依頼のあった市内の団体などに対して、講師等として出向き、環境に関する情報提供や意識啓発などを行いました。

令和6年度は、1回の環境講座を実施し10名の方が参加しました。

### (2)エコアクション in みつけの開催

①ごみ減量②リサイクルの推進③地球温暖化防止④新エネルギーの活用⑤身近な環境保全について、見て、感じて、親しみながらエコについて学べるイベント「エコアクション in みつけ」を生涯学習プランナー「実生の会」や企業と協力し、毎年開催しています。

令和6年度は、8月4日(日)にネーブルみつけて開催し、1,328名の市民が参加し、市民の意識高揚を図りました。

## 都市環境課(環境政策室)の機構と事務内容 (令和7年3月31日現在 職員8名)

### ■ 環境企画係 ■

6名

1. 環境施策に関すること。
2. し尿処理に関すること。
3. 公害防止に関すること。
4. 生活環境の保全に関すること。
5. 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
6. 鳥獣保護及び狩猟に関すること。
7. 一般廃棄物処理計画に関すること。
8. 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
9. 一般廃棄物処理業の許可に関すること。
10. 廃棄物の減量・リサイクル施策に関すること。
11. 循環型社会の推進に関すること。
12. 市民緑地に関すること。
13. 地球温暖化対策に関すること。
14. その他廃棄物対策及びその他環境に関すること。

### ■ 環境施設係 ■

2名

1. 清掃センターの管理運営に関すること。
2. 最終処分場の管理運営に関すること。
3. 廃棄物処理施設の整備に関すること。

### ■ 施設の紹介 ■

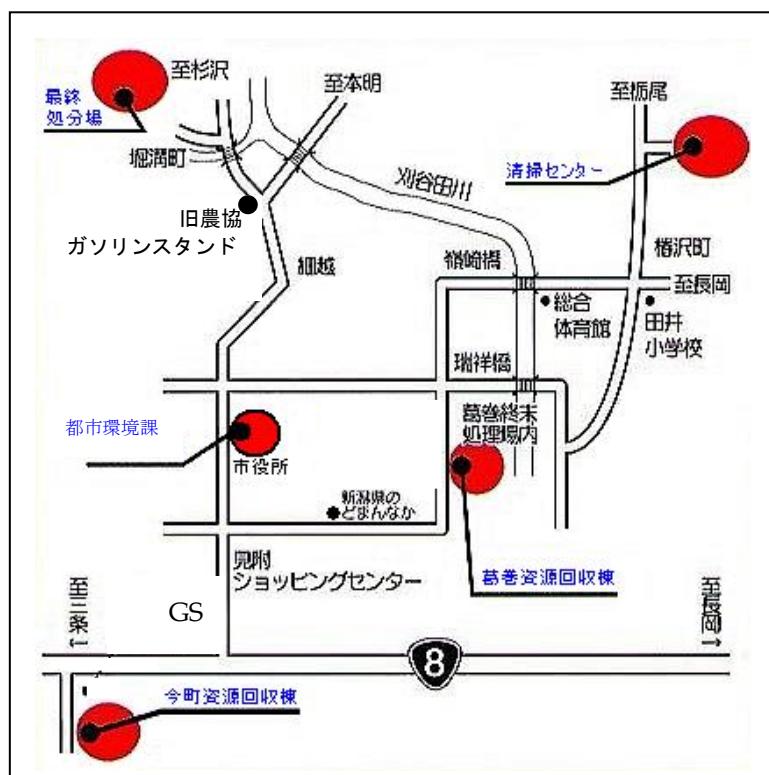
#### 【 見附市清掃センター 】

- 所在地 見附市椿澤町字滝ノ入4834番地
- 稼働日 令和元年6月1日
- 処理能力 可燃物38t/16h(19t/16h×2炉) 不燃物 1.5t/h
- 炉型式 准連続燃焼式ストーク炉(豎型火格子式)

#### 【 見附市一般廃棄物最終処分場 】

- 所在地 見附市堀溝町字東谷408番地
- 開始日 昭和55年度(第1期) 昭和62年度(第2期)  
平成12年度(第2期の一部嵩上げ)

## 施設案内図



## 令和7年版 見附市の環境

令和7年8月 発行

編集 見附市役所 都市環境課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

電話: 0258-62-1700

FAX: 0258-62-7062

URL: <http://www.city.mitsuke.niigata.jp/>

E-mail: [tokan@city.mitsuke.niigata.jp](mailto:tokan@city.mitsuke.niigata.jp)